

土地利用

<市域全体>
 ・都市拠点における都市機能の展開
 ・広域幹線道路等の沿道における市街地環境の改善・形成
 ・緑地保全のための都市計画の活用等による開発抑制
 ・適正な土地利用を目指した都市計画の見直しや建築規制
 ・住宅市街地における良好な住環境の維持・形成

<向陽台地区・長峰地区・若葉台地区>
 ・緑豊かでふれあいのある市街地の維持・成熟化

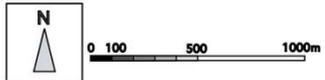
<坂浜地区>
 ・自然と農を楽しむ豊かなまちづくりの推進

<平尾地区>
 ・団地再生を契機とした地域の活性化

<大丸地区・東長沼地区・押立地区・矢野口地区>
 ・緑と水を活かした市街地の維持・形成

<百村地区・坂浜西地区>
 ・三沢川沿いや鶴川街道沿いにおける
 緑豊かで良好な市街地の維持・形成

<南山東部地区・百村地区・坂浜地区・平尾地区>
 ・多摩丘陵の地形を活かした「地域資源活用型」のまちづくり



凡 例

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 商業・業務地 | 市街化区域 |
| 地域支援機能集積地 | 鉄道 |
| 産業用地 | 道路 |
| 複合機能誘導地 | 道路(計画) |
| 住居系用地 | |
| 集合住宅地 | 緑の環 |
| 一般住宅地 | 都市計画公園・緑地 |
| 地域資源活用型 | コミュニティ保全緑地
(農地を含む) |
| | ゴルフ場 |
| | 公共公益施設 |

道路・交通 ネットワーク

- <市域全体>
- ・東京都心や周辺都市との連絡を強化する広域的な交通網の形成
 - ・地域間の連絡を強化する交通網の形成
 - ・各都市拠点における交通結節点としての機能向上
 - ・地域交通サービスの充実と新しい交通システムの導入検討
 - ・安全で快適な歩行空間・自転車走行空間の確保とウォークアブルな空間
 - ・地域ニーズにマッチした快適な道路への改善
 - ・「自転車のまち稲城」の推進と安全で安心な自転車利用環境の形成
 - ・都市インフラの健全化
 - ・核都市拠点を中心とした安全で安心して歩ける歩行空間づくり

凡 例

- 公共公益施設
- 緑の環
- 都市計画公園・緑地
- ゴルフ場
- モビリティハブ（駅から離れた生活拠点）



0 100 500 1000m



凡 例

- ⇄ 鉄道
- ⇄ 広域幹線道路
- ⇄ 幹線道路
- 主要生活道路
- - - 主要生活道路（計画）
- - - 自転車ネットワーク路線
- 商業・業務地
- 地域支援機能集積地

- ・バス交通の充実・強化
- ・安全で安心な歩行者・自転車空間の確保

- ・連続した快適かつ安全で安心な歩行空間の確保
- ・沿道建物と一体的に歩いて楽しい空間づくりを検討
- ・特にユニバーサルデザインに配慮した空間づくりを検討するエリア

環境

＜市域全体＞
 ・環境負荷低減に向けた新たな取り組み
 ・グリーンインフラの活用とオープンスペースの利活用
 ・散策路を活用した「緑と水のネットワーク」の形成
 ・身近な公園・広場の改善・充実
 ・良好な都市環境のため市街地の身近な緑の創出
 ・農地の保全と活用

＜多摩サービス補助施設＞
 ・広域レクリエーション空間としての活用

＜緑の環＞
 ・緑の環を形成する多摩丘陵の民有緑地の維持・管理・保全

＜稲城中央公園・城山公園・若葉台公園＞
 ・大規模公園の市民交流の場としての維持・充実

＜上谷戸親水公園・奥畑谷戸公園＞
 ・谷戸の環境を活かした公園・緑地での市民交流の場づくり

＜多摩川河川敷＞
 ・市民の憩い・交流の場づくり

＜奥畑谷戸公園・根方谷戸公園＞
 ・大規模公園の市民交流の場としての維持・充実



凡例

- 緑と水のネットワーク
- 広域レクリエーションネットワーク
 - 三沢川散策路
 - 水辺や緑空間を活かした散策路ネットワーク
 - 道路の歩行者空間を利用したネットワーク
 - 多摩川へのアクセスポイント

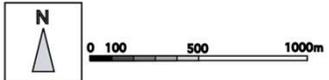
- 公共公益施設
- 緑の環
- 都市計画公園・緑地
- コミュニティ保全緑地
*市民参加を視野に維持・管理・保全する緑地（農地も含む）
- ゴルフ場

景観

<市域全体>
 ・地域の個性を演出する「四季が息づく、美しい都市景観」
 ・良好な道路景観と沿道の景観形成の向上
 ・農地の風景の保全

<多摩丘陵>
 ・緑をはじめとした自然・歴史・文化資源と調和したまちなみづくり

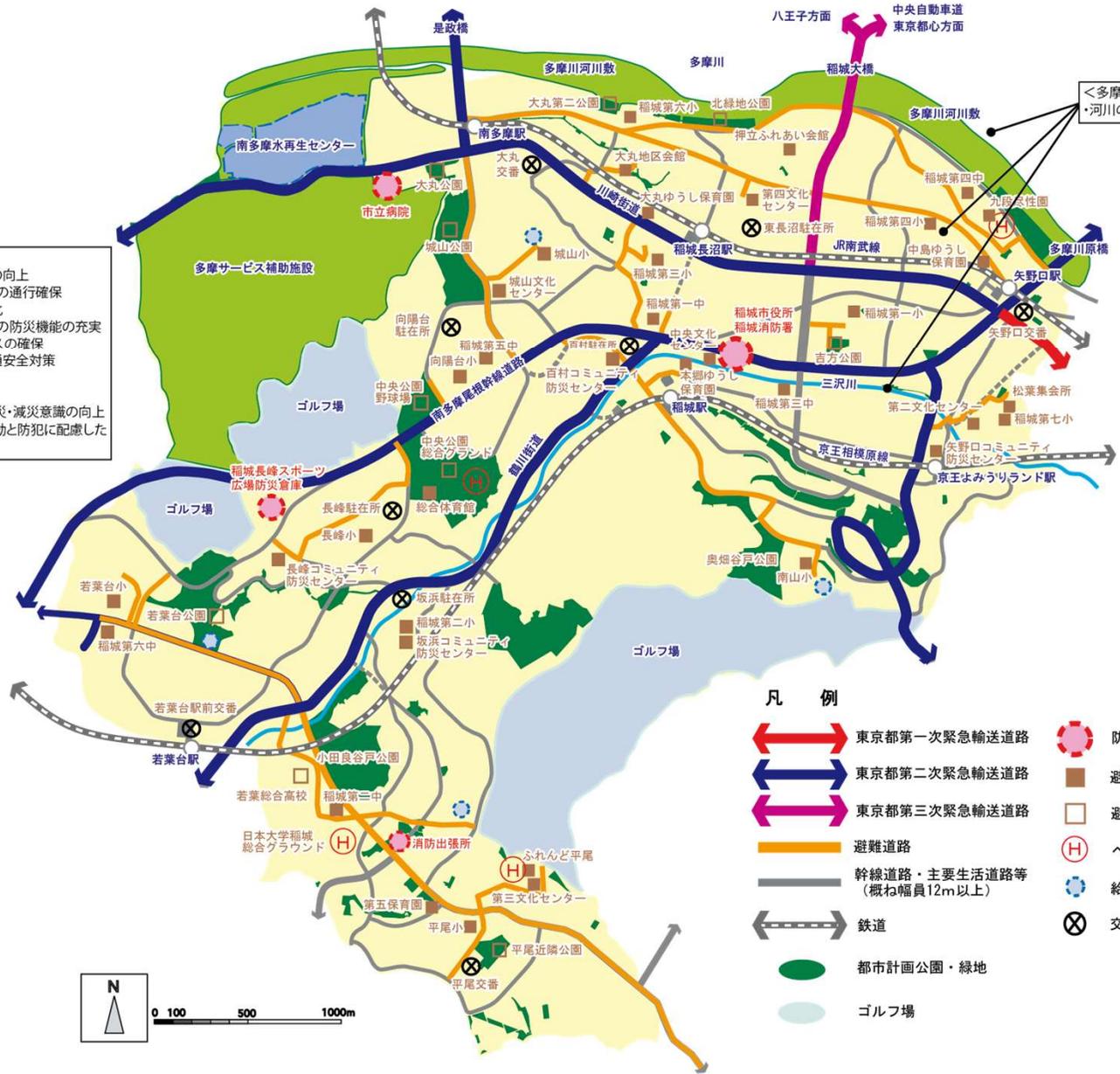
<多摩川・三沢川・大丸用水>
 ・水辺を活かしたうるおいのあるまちなみづくり



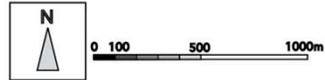
安全・安心

- <市域全体>
- ・市街地の防災性・安全性の向上
 - ・緊急輸送道路等の災害時の通行確保
 - ・ライフラインの安全性強化
 - ・防災活動拠点や避難所等の防災機能の充実
 - ・市街地のオープンスペースの確保
 - ・通学路・生活道路等の交通安全対策
 - ・土砂災害の未然防止
 - ・雨水の流出抑制の推進
 - ・自主防災組織の支援と防災・減災意識の向上
 - ・地域の連携による防犯活動と防犯に配慮した公共施設の整備・管理

<多摩川・三沢川・大丸用水等>
・河川の治水安全度の向上



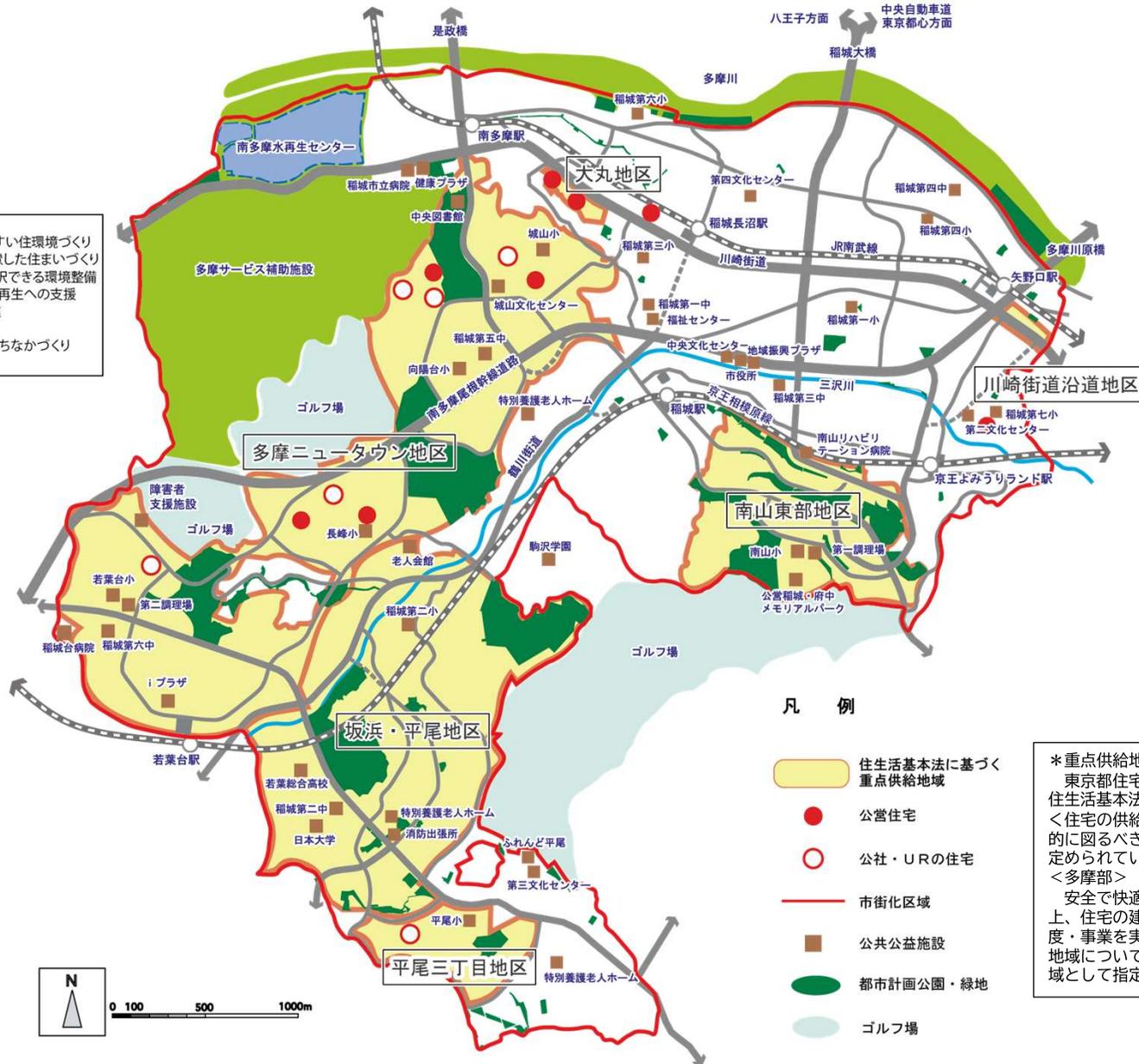
- 凡例
- 東京都第一次緊急輸送道路 (Red double-headed arrow)
 - 東京都第二次緊急輸送道路 (Blue double-headed arrow)
 - 東京都第三次緊急輸送道路 (Pink double-headed arrow)
 - 避難道路 (Orange line)
 - 幹線道路・主要生活道路等 (概ね幅員12m以上) (Grey line)
 - 鉄道 (Black line with cross-ticks)
 - 都市計画公園・緑地 (Green area)
 - ゴルフ場 (Light blue area)
 - 防災活動拠点 (Red circle with cross-hairs)
 - 避難所 (避難場所兼用含む) (Brown square)
 - 避難場所 (White square)
 - ヘリポート (H in a circle)
 - 給水拠点 (Blue circle)
 - 交番・駐在所 (Circle with cross)



住宅

<市域全体>

- ・子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい住環境づくり
- ・脱炭素社会の実現に向けた環境へ配慮した住まいづくり
- ・安全で長く快適に暮らせる住まいを選択できる環境整備
- ・良好なマンション・住宅団地等の管理・再生への支援
- ・防災と防犯に優れた住宅市街地の推進
- ・空き家の発生予防と有効活用の促進
- ・ユニバーサルデザインに配慮されたまちなかづくり
- ・誰もが利用しやすい公共公益施設

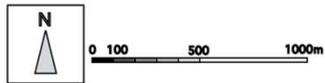


凡例

- 住生活基本法に基づく重点供給地域
- 公営住宅
- 公社・URの住宅
- 市街化区域
- 公共公益施設
- 都市計画公園・緑地
- ゴルフ場

*重点供給地域
 東京都住宅マスタープランにおいて、住生活基本法第17条第2項第六号に基づく住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域として、以下の事項が定められています。

<多摩部>
 安全で快適な住環境の創出、維持・向上、住宅の建替え、供給等に関する制度・事業を実施又は実施の見込みが高い地域について、右記の地域を重点供給地域として指定します。



市民・事業者・行政との 協働によるまちづくり

<市域全体>
 ・まちづくりを進めるためのルールづくり
 ・まちづくりの話し合いの場づくり
 ・市民ボランティアとの連携・支援
 ・地域や事業者との連携・支援
 ・共生社会の実現に向けた市民一人ひとりの「心のバリアフリー」

